

①支援プログラム

★支援プログラムの作成および公表について

令和6年度の報酬改定に伴い、児童発達支援、放課後等デイサービスおよび居宅訪問型児童発達支援の総合的な支援の推進および事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(以下「支援プログラム」という。)の作成および公表が求められています。

支援プログラム未公表減算

令和7年4月1日以降に公表および県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されます。(所定単位数の15%減算)

未提出の事業所につきましては、早急に公表および県への届出をしていただくようお願いいたします。(各事業所へ2024年11月14日(木) 17:00届出依頼メール送付済)
県への届出方法等の詳細については、次スライドを参照ください。

①支援プログラム

★支援プログラム公表および県への届出について

【対象】

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

【提出書類】

支援プログラム

【提出方法】

しがネット受付サービス

(<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/24ec00040102>)

【留意事項】

・支援プログラムはサービスごとに作成してください。

例) 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所の場合、サービスごとに、児童発達支援で1部、放課後等デイサービスで1部、計2部の支援プログラムの作成が必要。

・令和7年4月以降の新規指定事業所については、本申請時に支援プログラムの提出を求めます。

②保育士特定登録取消者管理システムと日本版DBS

★保育士特定登録取消者管理システムの概要

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律第66号」により、児童生徒性暴力等を行った保育士(国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格管理が厳格化され、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等(特定登録取消者)の情報がデータベース化されました。

また、施設・事業者等に対し、保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付けられ、令和6年4月から運用が開始されました。

対象となる職	保育士 ※ 保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・事業者	保育士を任命又は雇用する者 ※ 保育士を置くこと等が法令上明らかであり、施設・事業所の所轄庁による指導監督権限が及び、施設等ごとにIDの付与先が明確であるものに対しデータベース利用IDを付与
データベースに掲載・表示される情報	児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型(教育職員等児童生徒性暴力等防止法第2条第3項第○号)等
確認後の対応	各事業者で適切に判断。 ※ データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用 ※ この他に、IDが付与されていない施設・事業所において保育士を任命・雇用する場合のデータベースの確認のための手続きについて別途検討中
取消情報の掲載期間	少なくとも40年間 (「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載)
情報管理	罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保

こども家庭庁 成育局 成育基盤企画課、保育士特定登録取消者管理システム説明会より

②保育士特定登録取消者管理システムと日本版DBS

★対象施設

保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、小規模保育事業（A型・B型・C型）、事業所内保育事業、病児保育事業、乳児院、病院（結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関）、母子生活支援施設、一時預かり事業、女性自立支援施設、女性相談支援センター、児童発達支援（児童発達支援センターで行われるもの以外）、放課後等デイサービス、一時保護施設、預かり保育（子子法に基づくもの）、幼保連携型以外の認定こども園、認可外保育施設（届出をしているもの）（企業主導型保育事業を含む）（個人のベビーシッターを除く）、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業

★データベースの利用登録申請について

データベースの利用登録申請について、未申請の事業所は、県より2025年01月27日(月) 16:45にメールにて送付しました「保育士特定登録取消者管理システム利用者情報登録のURLについて(周知)」を確認の上、登録申請をしていただくようお願いします。

②保育士特定登録取消者管理システムと日本版DBS

★こども性暴力防止法の成立と日本版DBS

令和6年6月、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)の成立に伴い、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等および認定を受けた民間教育保育等事業者に対して、教員等および教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることが義務付けられ、その中で、「再犯対策」として、対象となる性犯罪前科の有無の確認(日本版DBS)が義務付けられた。(※施行期日:公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日)

対象事業者に求められる措置等	安全確保措置	初犯対策	再犯対策
		(1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置 ・教員等の研修(第8条等) ・危険の早期把握のための児童等との面談等(第5条第1項等) ・児童等が相談を行いやすくするための措置(相談体制等)(第5条第2項等) (2) 被害が疑われる場合の措置 ・調査(第7条第1項等) ・被害児童の保護(第7条第2項等)	(3) 対象となる性犯罪前科の有無の確認(第4条等) ※ 現職者も3年以内確認(第4条第3項等) ※ 5年後(確認日の翌日から5年が経過した日が属する年度末まで)に確認(同条第4項等) ・特定性犯罪前科の有無は、次の通りの期間のものを記載する。 ㊦ 拘禁刑(服役): 刑の執行終了等から20年 ㊦ 拘禁刑(執行猶予判決を受け、猶予期間満了): 裁判確定日から10年 ㊦ 罰金: 刑の執行終了等から10年
	情報管理措置等	防止措置の義務 ・性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育、保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。(第6条等) ※ 性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、防止措置は必須。詳細は、ガイドラインでお示しする予定	
		○ 犯罪事実確認書等の適切な管理(第11条、第14条) ○ 利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止(第12条) ○ 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告(第13条)	○ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条) ○ 情報の秘密保持義務(第39条)

こども家庭庁こども性暴力防止法施行準備室、「こども性暴力防止法について」より

②保育士特定登録取消者管理システムと日本版DBS

★対象事業者

対象事業の例

学校設置者等 (義務)

対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っている施設・事業

- 学校教育法上の設置・認可の対象となっているもの
 - ・ 学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
 - ・ 専修学校（高等課程）
- 認定こども園法又は児童福祉法上の認可等の対象となっているもの
 - ・ 認定こども園
 - ・ 児童福祉施設（保育所、指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
 - ・ 児童相談所（一時保護施設を含む）
 - ・ 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
 - ・ 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
 - ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

民間教育保育等事業者 (認定)

各種学校等、児童福祉法上の届出事業や、現在全く業規制がない分野であって行政が事前に事業の範囲を把握しきれないもの等については、認定制度（義務の対象となる事業者が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されているものとして認定）を設けてその対象とする

- 学校教育法に規定される専修学校（一般課程。簿記学校、製菓学校等）及び各種学校（准看護学校、助産師学校、インターナショナルスクール等）
 - 学校教育法以外の法律に基づき学校教育に類する教育を行う事業（高等学校の課程に類する教育を行うもの。公共職業訓練中卒者向けコース等を想定）
 - 児童福祉法上の届出の対象となっているもの等
 - ・ 放課後児童クラブ等
 - ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業 ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 認可外保育施設
 - ・ 児童自立生活援助事業 ・ 小規模住居型児童養育事業
 - ・ 妊産婦等生活援助事業 ・ 児童育成支援拠点事業 ・ 意見表明等支援事業
 - 障害者総合支援法上に規定されるもの（障害児を対象とするもの）
 - ・ 居宅介護事業 ・ 同行援護事業 ・ 行動援護事業
 - ・ 短期入所事業 ・ 重度障害者等包括支援事業
 - 民間教育事業（児童に技芸又は知識の教授を行うもの。一定の要件を設定（※））
 - ・ 学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール 等
- ※ 「対面指導」「習得するための標準期間が6か月以上」「事業者が用意する場所」「技芸又は知識の教授を行う者が政令で定める人数以上」を検討。

こども家庭庁、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の概要」より

②保育士特定登録取消者管理システムと日本版DBS

★対象業務の範囲

対象業務の範囲の考え方

- こどもの未熟さ等に乗じた性犯罪を防ぐため、業務の性質が、以下の要件を満たすものを対象範囲として検討。その判断に当たっては、こどもから見て当該業務が支配的・優越的であるかという観点も重視する。
 - ①支配性（こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと）
 - ②継続性（時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと）
 - ③閉鎖性（親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること）
- 派遣や委託関係にあるものであるかや、当該業務を有償・無償のいずれで行っているかにとらわれることなく、その実態に即して判断する方向で検討。

対象業務の例

教員等 (義務)

【現在事業所管法令（法律、府省令等）に規定があるもの】

- ・ 校長、園長、教諭、養護教諭
- ・ 寄宿舎指導員
- ・ 施設の長
- ・ 保育士
- ・ 児童指導員
- ・ 児童福祉司
- ・ 心理療法担当職員

等

【現在上記のような規定がないもの】

上記①～③の要件を満たすものであれば、現在規定がない業務であっても、実務を踏まえつつこどもと接する状態等に応じて対象に含めるよう各事業所管法令を整備する方向で検討。

教育保育等従事者 (認定)

- ・ 放課後児童支援員
 - ・ 家庭的保育者
 - ・ 子育て支援員
 - ・ 塾講師
 - ・ スイミングクラブ指導員
 - ・ ダンススクール講師
- 等

※ 認定の申請時に、従事者の業務の詳細を説明する資料を提出させ、対象業務に該当することを確認する（対象業務に該当するかどうかの基準はガイドライン等で示すことを想定）

こども家庭庁、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の概要」より

②保育士特定登録取消者管理システムと日本版DBS

★犯罪事実確認の対象となる性犯罪(特定性犯罪)について

○ 次の性犯罪について、一定期間内(※)の前科が確認対象

(※) 拘禁刑(服役)：刑の執行終了等から20年、拘禁刑(執行猶予判決を受け、猶予期間満了)：裁判確定等から10年、罰金：刑の執行終了等から10年

○刑法

- ・不同意わいせつ(176条)
- ・不同意性交等(177条)
- ・監護者わいせつ及び監護者性交等(179条)
- ・不同意わいせつ等致死傷(181条)
- ・16歳未満の者に対する面会要求等(182条)
- ・強盗・不同意性交等及び同致死(241条1項・3項)

○盗犯等の防止及処分に關する法律

- ・常習特殊強盜致傷(4条)

○児童福祉法

- ・淫行をさせる罪(60条1項)

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

- ・児童買春(4条)
- ・児童買春周旋(5条)
- ・児童買春勧誘(6条)
- ・児童ポルノ所持、提供等(7条)
- ・児童買春等目的人身売買等(8条)

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

- ・性的姿態等撮影(2条)
- ・性的影像記録提供等(3条)
- ・性的影像記録保管(4条)
- ・性的姿態等影像送信(5条)
- ・性的姿態等影像記録(6条)

○都道府県の条例で定める罪であって、次に掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

- ・みだりに人の身体の一部に接触する行為
- ・正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、写真機等を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
- ・みだりに卑わいな言動をする行為
- ・児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

※一部これらの未遂罪を含む。

9

こども家庭庁こども性暴力防止法施行準備室、「こども性暴力防止法について」より

③勤務延べ時間数について

★勤務延べ時間数

勤務表上、指定通所支援の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間または、当該指定通所支援の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害児通所支援事業所において**常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限**とする。（中央法規出版株式会社（2024）、障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指定基準編2024年版、p508）

★「常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数」を超えた分の時間数について

事業所において定める常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えた分の勤務時間数については、**基準人員および加配人員としての勤務時間数に含めることはできない**。（事業所で定める常勤従業者が勤務すべき勤務時間数が40時間の場合、48時間勤務したとしても、勤務延べ時間数に算入できる時間は40時間が最大のため、8時間分は、基準人員および加配人員としての勤務時間数に含めることはできない。）

④滋賀県障害児支援事業所における性被害防止対策に係る 設備等支援補助金

予算額：3,000千円

【事業目的】

- すべてのこどもの安全安心な環境を確保するため、プライバシー保護の観点等から、障害児支援事業所における性被害防止対策の支援を行う。

【事業内容】

- 性被害防止対策を行うため、必要な設備・備品の購入等に要する経費を補助する。
- 具体的には、性被害防止に資するパーテーション、簡易扉、簡易更衣室およびカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に関する経費を補助する。

【補助率等】

- 国1/2、都道府県1/4、事業者1/4
- 1施設または事業所あたり 100千円以内

【注意事項】

- 各事業所において1/4の事業所負担が発生します。

⑤送迎時の事故が多発しています！！！！

県・市町へ報告すべき事故が発生した場合には速やかに、報告することとしておりますが、送迎時に送迎車と一般歩行者、自転車、自動車と接触、衝突したという報告が増加しております。

送迎時の事故防止等の安全管理について

今一度、法人・事業所内にて確認をお願いいたします。

ヒヤリハットに当たる案件が発生した場合は、事案の軽重にかかわらず従業者に報告を求め、記録を作成するとともに、事業所内で共有し、事故発生防止に活用してください。

想定される送迎時の事故

- ・交差点を左折時に車両左側から直進するバイクや、横断歩道を横断している歩行者・自転車と接触する。
- ・交差点を右折時に、対向車線の右折レーンが死角となり、対向車線の直進車両に気づかず右折してしまい衝突。
- ・二車線道路の進路変更の際、ミラーの死角となっている自動車・バイクに気づかず接触。